(1)避難指示区域内の方

| 賠償金額 | | | | | |
|--------|--|-------------------------------------|-------------------------|-------------------|--|
| 賠償項目 | | 帰還困難区域 | 居住制限区域 | 避難指示解除準備 | |
| | | | | 区域 | |
| 精祁 | 的損害(避 | お一人さまあたり600 | お一人さまあたり240 | お一人さまあたり120 | |
| 難に伴う生活 | | 万円(対象期間:平成 | 万円(対象期間:平成 | 万円(対象期間:平成 | |
| 費の増分を含 | | 24年6月1日から平 | 24 年6月1日から平 | 24 年6月1日から平 | |
| みます) | | 成29年5月31日)。 | 成 26 年 5 月 31 日[標 | 成 25 年 5 月 31 日[標 | |
| | | | 準期間の場合])。 | 準期間の場合])。 | |
| 就労不能損害 | | 当社事故発生当時の収入をもとに、「特別の努力」(平成 24 年 6 月 | | | |
| | | 21 日お知らせ済み)を反映のうえ、当該期間分の給与等減収分と通 | | | |
| | | 勤交通費増加額をお支払い(賠償対象期間:平成24年6月1日から | | | |
| | | 平成 26 年 2 月 28 日)。 | | | |
| | | 賠償対象期間後につきましては、具体的なご事情を確認させていた | | | |
| | | だいたうえで、お取扱いを判断させていただきます。 | | | |
| | 避難・帰宅 | お一人さまあたり | | | |
| | 等にかか | 79.2 万円(対象期間: | 43.7万円(対象期間: | 25.2 万円(対象期間 : | |
| 7 | る費用相 | 平成 24 年 6 月 1 日か | 平成 24 年 6 月 1 日か | 平成 24 年 6 月 1 日か | |
| その | 当額 1 | ら平成 29 年 5月 31 | ら平成26年5月31日 | ら平成25年5月31日 | |
| | | 日》 | [標準期間の場合])。 | [標準期間の場合])。 | |
| 実 | 他 日 』 日 』 日 』 日 』 【標準期間の場合]』 【標準期間 実 家賃にか 避難等に伴い発生した家賃にかかる費用相当額をお支払し 費 かる費用 (対象期間:平成 24 (対象期間:平成 24 (対象期間 | | 頼をお支払い。 | | |
| 曇 | かる費用 | (対象期間:平成 24 | (対象期間:平成 24 | (対象期間:平成 24 | |
| | 相当額 | 年6月1日から平成 | 年6月1日から平成 | 年6月1日から平成 | |
| | | 26年3月31日 ²) | 26年3月31日 ²) | 25年5月31日[標準 | |
| | | | | 期間の場合] 2) | |

1 避難・帰宅等にかかる費用相当額の賠償金額設定の考え方

避難・帰宅等にかかる費用相当額につきましては、避難先情報およびこれまでのご 請求実績等を踏まえ、以下のとおり、主な請求項目ごとに一般的に想定される金額を 積算のうえ、お一人さまあたりの賠償金額を設定しております。

今後のご精算においては、積算上の請求項目にかかわらず、実際に負担された実費の総額がお支払いした賠償金額を上回った場合に、必要かつ合理的な範囲の超過分を追加でお支払いたします。なお、避難・帰宅等にかかる費用相当額のうち交通費については、本文1.(4)のお取扱いを適用させていただきます。

帰還困難区域における積算上の内訳]

| 請求項目 | 金額 | 積算上の内訳 |
|---------|-----------|--|
| 帰宅・転居費用 | 50,000円 | 帰宅または転居の1回分の費用。 |
| 一時立入費用 | 100,000円 | 福島近郊からの5年間分(3ヶ月に1回:5,000 |
| | | 円/回 ^{*1})の一時立入費用 ^{*2} 。 |
| 同一世帯内の移 | 600,000円 | 事故発生当時のお住まいが同じご世帯の方で、お |
| 動費用 | | 互いに別の避難先に避難を継続されている方の5 |
| | | 年間分(1ヶ月に2回:5,000円/回*1)の同一世 |
| | | 帯内の移動費用。 |
| 検査費用(物) | 17,000円 | 検査費用(物)の1回分の費用。 |
| 検査費用(人) | 25,000 円 | 5年間分(1年に1回:5,000円/回*1)の検査(人) |
| にかかる交通費 | | にかかる交通費。 |
| 合計 | 792,000 円 | |
| | * 3 | |

- * 1 避難先情報およびこれまでのご請求実績を踏まえ、1回あたり5,000円としております。
- *2 1世帯あたり500,000円を上限とさせていただきます。
- *3 6人目以上は、お一人さまにつき692,000円をお支払いいたします。

[居住制限区域における積算上の内訳(標準期間)]

| 請求項目 | 金額 | 積算上の内訳 |
|----------|-----------|--|
| 帰宅・転居費用 | 50,000円 | 帰宅または転居の1回分の費用。 |
| 一時立入費用 | 120,000円 | 福島近郊からの2年間分(1ヶ月に1回:5,000 |
| | | 円/回 ^{*1})の一時立入費用 ^{*2} 。 |
| 同一世帯内の移 | 240,000円 | 事故発生当時のお住まいが同じご世帯の方で、お |
| 動費用 | | 互いに別の避難先に避難を継続されている方の |
| | | 2年間分(1ヶ月に2回:5,000円/回*1)の同 |
| | | 一世帯内の移動費用。 |
| 検査費用(物) | 17,000円 | 検査費用(物)の1回分の費用。 |
| 検査費用(人)に | 10,000円 | 2年間分(1年に1回:5,000円/回*1)の検査 |
| かかる交通費 | | (人)にかかる交通費。 |
| 合計 | 437,000 円 | |
| | * 3 | |

- * 1 避難先情報およびこれまでのご請求実績を踏まえ、1回あたり5,000円としております。
- *2 1世帯あたり600,000円を上限とさせていただきます。
- *3 6人目以上は、お一人さまにつき317,000円をお支払いいたします。

[避難指示解除準備区域における積算上の内訳 (標準期間)]

| - | | · , . |
|----------|----------|--|
| 請求項目 | 金額 | 積算上の内訳 |
| 帰宅・転居費用 | 50,000円 | 帰宅または転居の1回分の費用として積算。 |
| 一時立入費用 | 60,000円 | 福島近郊からの1年間分(1ヶ月に1回:5,000 |
| | | 円/回 ^{*1})の一時立入費用 ^{*2} 。 |
| 同一世帯内の移 | 120,000円 | 事故発生当時のお住まいが同じご世帯の方で、お |
| 動費用 | | 互いに別の避難先に避難を継続されている方の |
| | | 1年間分(1ヶ月に2回:5,000円/回*1)の同 |
| | | 一世帯内の移動費用。 |
| 検査費用(物) | 17,000円 | 検査費用(物)の1回分の費用。 |
| 検査費用(人)に | 5,000円 | 1年間分(1年に1回:5,000円/回*1)の検査 |
| かかる交通費 | | (人)にかかる交通費。 |
| 合計 | 252,000円 | |
| | * 3 | |

^{* 1} 避難先情報およびこれまでのご請求実績を踏まえ、1回あたり5,000円としております。

- *2 1世帯あたり300,000円を上限とさせていただきます。
- *3 6人目以上は、お一人さまにつき 192,000 円をお支払いいたします。
- 2 平成26年4月1日以降の家賃の取扱いにつきましては、その時点における状況等を踏まえ、改めてお知らせいたします。

(2) 旧緊急時避難準備区域内の方

| | / IH200000 | ○ 大正十 |
|---------|--|---|
| 賠償項目 3 | | 金額 |
| 精神的損害(避 | | お一人さまあたり 30 万円 (賠償対象期間 : 平成 24 年 6 月 1 日から同 |
| 難に伴う生活 | | 年8月31日)。 |
| 費(| D増分を含 | |
| みます) | | |
| j | 通院交通費 | 平成24年9月1日から平成25年3月31日までの通院交通費等の生 |
| 4 | 等の生活費 | 活費増加分としてお一人さまあたり 20 万円。 |
| の増加分 | | |
| 就労不能損害 | | 当社事故発生当時の収入をもとに、「特別の努力」(平成24年6月21日お知らせ済み)を反映のうえ、当該期間分の給与等減収分と通勤交通費増加額をお支払い(賠償対象期間:従前のお勤め先が避難指示区域(特定避難勧奨地点を除く)内の場合は平成24年6月1日から平成26年2月28日、それ以外の場合は平成24年6月1日から同年12月31日)。 賠償対象期間後につきましては、具体的なご事情を確認させていただいたうえで、お取扱いを判断させていただきます。 |
| その他宝 | 避難・帰宅 等にかか る費用相 当額 ⁴ | お一人さまあたり 11.7 万円(賠償対象期間:平成24年6月1日から同年8月31日)。 |
| の他実費等 | 家賃にか かる費用 相当額 | 避難等に伴い発生した家賃にかかる費用相当額をお支払い(賠償対象 期間:平成24年6月1日から同年8月31日)。 |

- 3 中学生以下の方に対する精神的損害(平成24年7月24日お知らせ済み)につきましては、改めてお知らせいたします。
- 4 積算上の内訳は次のとおりとなりますが、今後のご精算においては、積算上の 請求項目にかかわらず、実際に負担された実費の総額がお支払いした賠償金額を上 回る場合に、必要かつ合理的な範囲の超過分を追加でお支払いいたします。なお、 交通費については、本文1.(4)のお取扱いを適用させていただきます。

| 請求項目 | 金額 | 積算上の内訳 |
|---------|-----------|--|
| 帰宅・転居費用 | 50,000円 | 帰宅または転居の1回分の費用。 |
| 一時立入費用 | 15,000円 | 福島近郊からの3ヶ月分(1ヶ月に1回:5,000 |
| | | 円/回 ^{*1})の一時立入費用 ^{*2} 。 |
| 同一世帯内の移 | 30,000円 | 事故発生当時のお住まいが同じご世帯の方で、お |
| 動費用 | | 互いに別の避難先に避難を継続されている方の3 |
| | | ヶ月分(1ヶ月に2回:5,000円/回*1)の同一世 |
| | | 帯内の移動費用。 |
| 検査費用(物) | 17,000円 | 検査費用(物)の1回分の費用。 |
| 検査費用(人) | 5,000円 | 1年間分(1年に1回:5,000円/回*1)の検査(人) |
| にかかる交通費 | | にかかる交通費。 |
| 合計 | 117,000 円 | |
| | * 3 | |

^{* 1} 避難先情報およびこれまでのご請求実績を踏まえ、1回あたり5,000円としております。

- *2 1世帯あたり75,000円を上限とさせていただきます。
- *3 6人目以上は、お一人さまにつき102,000円をお支払いいたします。

(3)旧屋内退避区域および南相馬市の一部地域内の方、避難等対象区域外の方

| 賠償項目 | 金額 |
|--------|--|
| 就労不能損害 | 当社事故発生当時の収入をもとに、「特別の努力」(平成 24 年 6 月 21 日お知らせ済み)を反映のうえ、当該期間分の給与等減収分と通勤交通費増加額をお支払い(賠償対象期間:従前のお勤め先が避難指示区域(特定避難勧奨地点を除く)内の場合は平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日、旧緊急時避難準備区域内の場合は平成 24 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日)。 |